

石垣市では、ひとり親家庭の育児と就労の両立を支援することを目的に、ファミリーサポートセンター利用料助成事業を実施しています。

**【助成対象者】**石垣市に住所がある、児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成の受給世帯

**【助成額】**

・1時間当たり、利用料の2分の1以内とする。  
○世帯当たりの限度額は、年度8千円とする。

※助成の対象は、お助け会員に支払う報酬料金となります。

**【申請手続き】**

1. 石垣市ファミリーサポートセンター利用料助成金交付申請書、助成金請求書、援助活動の報告に必要事項を記入し、石垣市こども家庭課窓口に提出して下さい。(申請は、ファミサポを利用した日の属する年度の、3月末日(休日の場合は前の平日)までに提出してください。)
2. 申請のあつた月の翌月末までに、決定通知が発行され、助成金が振り込まれます。

**【お問い合わせ先】** 石垣市こども家庭課:871-0771

**◆牛異常産予防注射実施について****畜産課**

**【対象牛】**保留予定牛(6ヶ月以上の未経産牛)のみ実施  
【予防注射がうけられない牛】

- ①治療中または健康に異常がある牛
- ②分娩前1ヶ月間と分娩後2週間の牛
- ③種付け後2週間以内の牛と発情中の牛

**【実施内容・手数料】**

- ①牛異常産3種混合ワクチン(アカバネ・チュウザン・アイノ)  
1回1,400円
- ②アカバネ病生ワクチン 1回900円

**【実施期間】**令和元年5月上旬～令和2年1月下旬  
**【お問い合わせ先】**石垣市畜産課:821-1422

6月4日～10日は「歯と口の健康週間」

令和元年標語は「いつまでも 続くけんこう 歯の力」です。  
デンタルフェアでは、歯科検診やフッ化物塗布、また、お子さんから大人の方まで歯科相談を受けています。

**【日程】**令和元年6月8日(土) 入場無料

- 表彰式の部 午前10時～正午
- 歯科検診等の部 午後1時～午後4

**【場所】**健康福祉センター集団検診ホール

**【問合わせ先】**健康福祉センター 881-0088

**【日時】**令和元年6月24日(日)午後1時～4時

**【場所】**中央運動公園・公園事務所前芝生エリア

**◆児童手当受給者の皆様へ 現況届のお知らせ**

**こども家庭課**

現況届は、児童手当を受給されている方が、毎年6月1日以降引き続き受給可能かどうか、住所・養育状況等を確認する届出ですので、期間内に提出してください。現況届が提出されない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

**【受付期間】**令和元年6月3日(月)～6月28日(金)

※土・日・祝日・暴風警報発令時を除く。ただし、6月15日(土)は受付します。

**【受付時間】**午前9時～午後5時(お昼休みも行います)

**【提出先】**こども家庭課(公務員の方は勤務先へ)

**【持参するもの】**

- ①現況届用紙(市役所から送付します)
- ②受給者の健康保険証の写し(コピー)

※受給者本人(対象児童ではありません)の社会保険、国民健康保険などの写し

※生活保護を受給中の方は、生活保護受給証明書の原本  
※未加入の方は、担当者へお伝えください。

- ③印鑑(シャチハタ印不可)

※6月中に石垣市以外へ転出する場合でも、石垣市で現況届の提出が必要です。

**【問合せ先】**石垣市畜産課 給付係 871-0771

石垣市では、「みの減量化を推進するとともに、環境やお財布にもやさしい取り組みとして、毎年「青空リサイクル市」を開催しています。

ご家族、ご友人、ご近所の方々など、みなさまで声を掛け合って、是非ご参加ください。

**【日時】**令和元年6月24日(日)午後1時～4時

**【場所】**中央運動公園・公園事務所前芝生エリア

**【申込方法】**出店ご希望の方は環境課まで、電話又はファックスにてお申し込みください。

**【募集期間】**令和元年5月27日(月)～6月28日(金)

**【出店料】**無料

**【その他】**出店場所の事前指定は出来ません。当日、各自で確保をお願いします。また、飲食物、化粧品類、法律に違反する物品(盜難品、刃物類、爆発物、危険物等)の出品はできません。

**【問合せ先】**環境課 821-1285 FAX 833-9255

**◆太陽光発電設備をお持ちのみなさま 償却資産の申告はお済ですか?****税務課**

固定資産税は、土地・家屋・償却資産で構成され、事業用の資産を「償却資産」といい、賦課期日である1月1日に石垣市内に資産を所有している個人又は法人(課税対象者)は、石垣市へ償却資産の申告をしていただく必要があります。

太陽光発電設備を事業用もしくは売電事業用で所有している場合は、償却資産として申告が必要になります。申告の方法・詳細につきましては下記連絡先へお問合せください。  
また、石垣市税務課ホームページに「償却資産申告の手引き」を掲載しておりますので、ご覧ください。

**【問合せ先】**税務課 資産税係 871-9043